

鳥取県立高等学校授業料等徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第92号

鳥取県立高等学校授業料等徴収条例等の一部を改正する条例

(鳥取県立高等学校授業料等徴収条例の一部改正)

第1条 鳥取県立高等学校授業料等徴収条例(昭和63年鳥取県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(授業料等の徴収) 第2条 略 2 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号) <u>第103条第1項</u> の規定により学年による教育課程の区分を設けない県立高等学校の全日制、定時制又は通信制の課程において聴講を許可された者からは、聴講料を徴収する。	(授業料等の徴収) 第2条 略 2 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号) <u>第64条の3第1項</u> の規定により学年による教育課程の区分を設けない県立高等学校の全日制、定時制又は通信制の課程において聴講を許可された者からは、聴講料を徴収する。

(鳥取県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 鳥取県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例(平成17年鳥取県条例第105号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
附 則 (施行期日) 1 略 (経過措置) 2 略 3 施行日以後において、県立高等学校に編入学、転入学、再入学又は転籍(以下「編入学等」という。)をする者に係る授業料の額は、新授業料条例第3条の規定にかかわらず、その者の属する学年に在学する者(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第103条第1項の規定により学年による教育課程の区分を設けない県立学校の全日制の課程又は定時制の課程に編入学等をする場合においては、その者の在学すべき期間が相当する者)に係る授業料の額と同額とする。	附 則 (施行期日) 1 略 (経過措置) 2 略 3 施行日以後において、県立高等学校に編入学、転入学、再入学又は転籍(以下「編入学等」という。)をする者に係る授業料の額は、新授業料条例第3条の規定にかかわらず、その者の属する学年に在学する者(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第64条の3第1項の規定により学年による教育課程の区分を設けない県立学校の全日制の課程又は定時制の課程に編入学等をする場合においては、その者の在学すべき期間が相当する者)に係る授業料の額と同額とする。

附 則

この条例は、平成19年12月26日から施行する。